

令和2年度

働き方の新しいスタイル実践モデル創出補助金

[公 募 要 領]

山口県では、新型コロナウイルス感染症流行等に対応した「働き方の新しいスタイル」の地方型モデルを創出することにより、県内中小企業者の「働き方の新しいスタイル」の実践・定着を図ることを目的に、「働き方の新しいスタイル実践モデル創出補助金」を創設しています。

このたび、令和2年度の補助金の公募を行いますので、申請を希望される方は、本要領に留意の上、御応募ください。

【公募期間】 令和2年（2020年）

10月6日(火)から 10月30日(金)まで

公募要領、事業計画書は、以下のHPからダウンロードできます。

【山口県労働政策課ホームページ】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/index/>

山口県労働政策課

検索

令和2年10月6日

山 口 県

【 目 次 】

1	補助金の概要	1
2	補助対象経費	2
3	補助金の交付	3
4	公募期間	4
5	提出書類・提出先	4
6	審査・採択	5
7	各種手続きのスケジュール	7
8	事業者の責務	7
■	お問い合わせ先	8

1 補助金の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症流行等に対応した「働き方の新しいスタイル」の地方型モデルを創出することにより、県内中小企業者の「働き方の新しいスタイル」の実践・定着を図る。

(2) 対象

「働き方の新しいスタイル」の地方型モデル創出（モデル1・2）の取組

モデル1	ペーパーレスやフリーアドレス等の導入により、コミュニケーション円滑化を創出する職場環境モデル
モデル2	質の高い経済社会の実現に必要なDX技術の導入により、リモートワーク具現化を創出する職場環境モデル

(3) 補助対象者

補助対象者は、県内に事業所を有し、常時雇用する労働者が2名以上の中小企業者・小規模事業者とします。

《中小企業者・小規模事業者の範囲》

「中小企業者」とは中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者^{※1}を、「小規模事業者」とは同法第2条第5項に規定する小規模事業者^{※2}をさします。

※1 中小企業者（業種別）

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
製造業、建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※2 小規模事業者（業種別）

主たる事業として営んでいる業種	従業員
製造業、建設業等	20人以下
商業・サービス業	5人以下

(4) 補助率等

区 分	内 容
補 助 率	3 / 4 以内
補 助 限 度 額	中小企業者 1, 0 0 0 万円 小規模事業者 5 0 0 万円
事 業 期 間	交付決定日から 2021 年 2 月末までの間
採 択 件 数 目 安	中小企業者 2 件程度 小規模事業者 2 件程度

※下限額は中小企業者 6 0 0 万円超、小規模事業者 3 0 0 万円超とします。

2 補助対象経費

対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

また、本事業を行うにあたり、他事業との区分経理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

補助金の交付の対象となる経費の区分	
謝 金	地方型モデル創出に必要な専門家等からの指導を受ける際の専門家謝金
旅 費	地方型モデル創出に必要な専門家等からの指導を受ける際の専門家旅費
研 修 費	地方型モデル創出に関連する専門知識の習得や技術の向上を図るための研修会の参加や開催等に要する経費
機器設備費	地方型モデル創出に必要な機器設備、ソフトウェア等の購入・導入、設置・設定に要する経費
原 材 料 費	直接仕様する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
使用料及び賃借料	地方型モデル創出に必要な会場借料等に要する経費
外 注 費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
消 耗 品 費	地方型モデル創出に必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費
そ の 他	地方型モデル創出を実施する上で特に必要と認められるもの

《補助対象とならない事例》

- 交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）
- 事業終了日までに支払が完了していない経費
- 金融機関等への振込手数料
- 消費税及び地方消費税※
- 土地、建物の取得に係る経費
- 飲食等に係る経費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料
- 補助事業に係る見積から支出までの帳簿類（見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込関係書類、領収書 等）が不備の経費

※ 消費税及び地方消費税の取り扱い

- 事業計画の算定において、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定してください。
- ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めて算定できるものとします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者② 免税事業者、簡易課税事業者である補助事業者 |
|---|

《事業における利益排除》

- 補助事業において、補助対象経費中に、補助事業者の自社製品、グループや系列企業からの調達がある場合、利益相当分が含まれることは補助金交付上望ましくないことから、利益相当分を除いた経費を計上してください。
- 補助事業者の自社調達の場合
→ 原価を補助対象経費としてください。
- 同一資本グループや系列企業からの調達
→ 取引価格が当該調達品の製造原価以下であることを証明できる場合は、取引価格を補助対象額としてください。これにより難しい場合は、調達先の利益率を取引価格から除外した額を補助対象額としてください。

3 補助金の交付

補助事業として採択された場合、採択通知日以降、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

採択通知が補助金交付決定通知となるものではありません。したがって、採択された場合であっても、審査の結果、事業の内容、実施体制等に関し、条件を付し、予算の都合等により補助金額交付申請額から減額されて交付決定される場合があります。

4 公募期間

令和2年(2020年)10月6日(火)～10月30日(金)9時30分(必着)

- ※ 事業計画書の受付時間は、月曜日～金曜日8時30分～17時15分です。
- ※ 公募に応募される方は、別紙「参加表明書」に必要事項を記入し、次のとおり提出してください。
 - ・提出方法：メールにより提出すること。メールアドレスは下記のとおり。
 - ・提出期限：10月16日(金)9時30分

山口県 商工労働部 労働政策課
E-mail：a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

5 提出書類・提出先

(1) 提出書類

- ①補助事業計画書 部数：10部(正本1部、副本9部)
 - 計画書表紙(様式)
 - 事業計画書(別紙1)
 - 事業収支計画書(別紙2)
 - ※ 表紙を除き、A4(片面)20枚以内で作成してください。
- ②参考書類 部数：1部
 - 企業概要及び経歴(構成員各社分、自社様式、既存の企業パンフレットでも可)
 - 直近3期分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
 - 県税の納税証明書

《注意事項》

- ア 事業計画書は11月から翌年2月までの期間で作成してください。
- イ 事業計画書は表紙を除いて1ページからページを付してください。
- ウ 提出書類のほか、必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。
- エ 一度提出された書類の返却はしませんのでご了承ください。
- オ 提出書類の用紙は、A4縦置・横書きとシクリップでまとめてください。
- カ 決算報告書やパンフレット類等については、既存のもので構いません。
- キ 様式データ等は、山口県商工労働部労働政策課のホームページに掲載
(URL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/index/>)

(2) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号（山口県庁8階）
山口県 商工労働部 労働政策課 働き方改革推進班

※ 郵送の場合は、封筒に「働き方の新しいスタイル実践モデル創出補助金」と記載すること。

電子メールによる提出も可とすること。メールアドレスは下記のとおり。

・山口県 商工労働部 労働政策課 E-mail: a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

6 審査・採択

(1) 審査

県が設置する審査委員会において、下記(2)の審査基準に基づいて審査を行い、その結果を踏まえ、県が予算の範囲内で採択事業を決定します。

また、審査委員会における審査の参考とするため、次のとおり、プレゼンテーションを実施します。

- ・日 時 11月4日 午前10時から午後5時まで
- ・場 所 商工労働部1号会議室
- ・留意事項 プレゼンテーションは1社当たり20分の予定です。開始時間などの詳細は、公募期間終了後、別途、ご連絡します。
また、会場に入れる方は2名（県内事業所に勤務されている方）です。その他の方については、ウェブによる参加を認めますので、その場合、通信環境が整備されたパソコンやスピーカーカーフォン等の必要な機材を、会場に持ち込んでください。

(2) 審査基準

審査項目及び配点は別表「審査基準表」のとおり、採点基準は次のとおりとします。

【採点基準】

次の10段階評価を参考に、配点に応じて採点する。

- ・非常に優れている 10または9
- ・優れている 8または7
- ・普通 6または5
- ・やや劣っている 4または3
- ・非常に劣っている 2または1

【採点方法】

採点例
評価「9」で配点20点の場合
 $20点 \times 9 / 10 = 18点$

別表「審査基準表」

審査項目	配点	審査事項
基本コンセプト	30	事業の趣旨を理解していること ○県内中小企業の地方型モデルとなる「働き方の新しいスタイル」を創出すること ○他の県内中小企業の取組が期待できる、汎用性の高い取組であること
事業の内容	30	次のいずれかのモデルに適合していること ○ペーパーレスやフリーアドレス等の導入により、コミュニケーション円滑化を創出する職場環境モデル（モデル1） ○質の高い経済社会の実現に必要なDX技術の導入により、リモートワークを創出する職場環境モデル（モデル2）
	20	テレワークやオンライン会議等に取り組むこと ○テレワークやオンライン会議等、新型コロナウイルス感染症流行に対応した新たな働き方を実践するとともに、令和3年度以降、その定着が期待される取組であること
加点項目	10	加点の取組 ○創意工夫に基づき、独自に企画した提案内容であること。 ○提案内容で特に優れている点（セールスポイント等）があること。
運営管理体制	10	○補助事業を、期間内に、着実に遂行できる体制となっていること。
合計	100	

(3) 採択結果（採択又は不採択）の通知等

採択結果については、令和2年11月上旬に申請者に通知するとともに、採択された取組の概要を公表する予定です。

なお、審査結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承下さい。

7 各種手続きのスケジュール

区 分	県	補助事業者
10/6～10/30 10月16日 11月4日	公募期間 補助金審査委員会	事業計画書提出※ 参加表明書提出期限
11月上旬	採択者決定（補助事業内示）	補助金交付申請
11月中旬	補助金交付決定	補助事業開始
2月下旬		実績報告
3月上旬	完了検査	
3月中旬		精算払請求
3月下旬	補助金支払	

※ 事業計画書は 11月から翌年2月までの期間で作成してください。

- ◆ 県が、やまぐち働き方改革支援センターと一体となって、事業の進捗管理等について支援を行います。
- ◆ 事業期間中に、ヒアリングや現地視察などを行う場合があります。

8 事業者の責務

(1) 交付決定の取消し等

次に掲げる場合は、不採択の決定若しくは採択の取消し又は交付の決定を取り消す場合があります。

- ① 実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金等を重複して受けた場合
- ② 働き方の新しいスタイル実践モデル創出補助金交付要綱に違反した場合
- ③ 交付の決定に関して付した条件に違反した場合
- ④ 虚偽の申請又は報告を行った場合

(2) 補助事業の交付決定後

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

- ④ 補助事業の進捗状況等確認のために県が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて県が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ⑤ 補助対象経費の配分について、各費目につき 30 パーセントを超える変更をする場合は、事前に知事の承認を受けること。
- ⑥ 補助事業を完了した場合は、次のいずれか早い日までに事業実績を県に報告すること。
- ・補助事業を完了した日から起算して 10 日を経過した日
 - ・補助事業を実施した年度末
- ⑦ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度末日まで保存すること。
- ⑧ 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。また、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産については、取得財産ごとの減価償却期間の耐用年数以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を受け、また、財産処分によって得た収入の一部を県に納付すること。
- ⑨ 補助事業に関係する調査に協力すること。
- ⑩ 補助事業の成果の普及を図る次の取組に協力すること。

県では、県内企業を対象に、働き方の新しいスタイルの実践・定着を推進するためのセミナーを実施する。

本セミナーでは、働き方の新しいスタイルの推進に係る講演会とあわせて、働き方の新しいスタイルの地方型モデルが県内全域に広く横展開されるよう「地方型モデル創出に係る成果発表会」を実施する。

このため、採択事業を実施する中小企業者・小規模事業者は、地方型モデル創出に係る成果発表会に協力するものとする。

協力内容

- ・成果発表会に係る発表者となること
- ・成果発表会や普及啓発に活用する PR 動画の制作、成果報告書の作成に係る事業所の撮影や取材を実施すること

■お問い合わせ先

山口県 商工労働部 労働政策課 働き方改革推進班
〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号
電 話：083-933-3221